

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号。農林水産省生産局長・水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1 [略]</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 特定飼料等の検定及び表示等</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定飼料等製造業者等の登録について [略]</p> <p>ア 特定飼料等製造事業場の登録等 [略]</p> <p>(ア) 登録申請及び検査・調査申請 [略]</p> <p>なお、これらの申請にあたり登録申請者自らが行う品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造事業場の施設で検査を行うが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行うことができるものとする。<u>特定飼料等のうち特定添加物（抗生物質）及びその原材料については、以下のa及びbの要件に適合する場合に、他の試験検査機関を利用して検査の一部又は全部を行うことができるものとする。</u></p> <p>a <u>利用する試験検査機関の要件</u></p> <p>(a) <u>検査設備は、科学的に適正に検査を行うことができる機能を有していること。試験検査施設は、試験検査に支障のない広さ及び明るさを有し、他の施設と明確に区分されていること。</u></p> <p>(b) <u>特定添加物及びその原材料の検査に必要な学歴及び実務</u></p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 特定飼料等の検定及び表示等</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定飼料等製造業者等の登録について [略]</p> <p>ア 特定飼料等製造事業場の登録等 [略]</p> <p>(ア) 登録申請及び検査・調査申請 [略]</p> <p>なお、これらの申請にあたり登録申請者自らが行う品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造事業場の施設で検査を行うが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行うことができるものとする。</p>

経験を有する検査員が検査を実施すること。

(c) 各々の検査結果の報告時に、検査結果とともに測定の不確かさを報告すること。

(d) 要件を満たしていることを確認するため、特定飼料等製造業者が当該試験検査機関に立ち入ることを認めるとともに、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員がこの確認に同行することを認めること。

b 他の試験検査機関を利用する特定飼料等製造業者の要件

(a) 自己の責任において当該試験検査機関を利用するものであること。

(b) 製品標準書に、当該試験検査機関を利用して行う試験検査項目、規格及び検査方法が記載されていること。

(c) 品質管理基準書に、検体の送付方法が記載されていること。

(d) 品質管理責任者が作成した試験実施計画書に、当該試験検査機関の名称が記載されていること。

(e) 品質管理責任者が、原料及び製品についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査依頼品目リストを作成し、保存するものであること。なお、当該リストの変更があった場合には、その都度修正すること。

(f) 試験検査依頼に際しては、試験検査依頼書とともに検体の規格及び検査方法並びに必要な量の検体を送付するものであること。なお、送付する検体に、次の事項を表示すること。

- ・ 検体名
- ・ ロット番号又は管理番号
- ・ 製造事業場の名称
- ・ 保管上の注意事項

[略]

(イ) ~ (オ) [略]

[略]

(イ) ~ (オ) [略]

イ 外国特定飼料等製造事業場の登録等

[略]

(ア) 登録申請及び検査・調査申請

[略]

なお、申請にあたっては、日本における代理人を設置した上で、その連絡先を明記する。また、これら申請にあたり登録申請者自らが行う品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造事業場の施設で検査を行うが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行うことができるものとする。特定飼料等のうち特定添加物（抗生物質）及びその原材料については、以下のa及びbの要件に適合する場合に、他の試験検査機関を利用して検査の一部又は全部を行うことができるものとする。

a 利用する試験検査機関の要件

(a) 検査設備は、科学的に適正に検査を行うことができる機能を有していること。試験検査施設は、試験検査に支障のない広さ及び明るさを有し、他の施設と明確に区分されていること。

(b) 特定添加物及びその原材料の検査に必要な学歴及び実務経験を有する検査員が検査を実施すること。

(c) 各々の検査結果の報告時に、検査結果とともに測定の不確かさを報告すること。

(d) 要件を満たしていることを確認するため、特定飼料等製造業者が当該試験検査機関に立ち入ることを認めるとともに、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員がこの確認に同行することを認めること。

b 他の試験検査機関を利用する特定飼料等製造業者の要件

(a) 自己の責任において当該試験検査機関を利用するものであること。

(b) 製品標準書に、当該試験検査機関を利用して行う試験検

イ 外国特定飼料等製造事業場の登録等

[略]

(ア) 登録申請及び検査・調査申請

[略]

なお、申請にあたっては、日本における代理人を設置した上で、その連絡先を明記する。また、これら申請にあたり登録申請者自らが行う品質管理の方法は、原則として当該申請に係る製造事業場の施設で検査を行うが、当該登録申請者の管理する他の製造事業場において検査の一部又は全部を行うことができるものとする。

査項目、規格及び検査方法が記載されていること。

(c) 品質管理基準書に、検体の送付方法が記載されていること。

(d) 品質管理責任者が作成した試験実施計画書に、当該試験検査機関の名称が記載されていること。

(e) 品質管理責任者が、原料及び製品についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査依頼品目リストを作成し、保存するものであること。なお、当該リストの変更があった場合には、その都度修正すること。

(f) 試験検査依頼に際しては、試験検査依頼書とともに検体の規格及び検査方法並びに必要な量の検体を送付するものであること。なお、送付する検体に、次の事項を表示すること。

- ・ 検体名
- ・ ロット番号又は管理番号
- ・ 製造事業場の名称
- ・ 保管上の注意事項

[略]

(イ)～(キ) [略]

ウ [略]

5～7 [略]

第3～第5 [略]

[略]

(イ)～(キ) [略]

ウ [略]

5～7 [略]

第3～第5 [略]